

○申請情報（申請書）と併せて提供する情報（書類）は原本でなければならぬのですか？

（情報番号 1307 全1頁）

1 「原本還付」の手続について

登記の申請には、申請情報（申請書）と併せて、登記原因証明情報（売買契約書、抵当権設定契約書など）、登記識別情報（登記済証（いわゆる権利証））、印鑑証明情報、住所証明情報など、いろいろな情報（書面）を提供しなければなりません。申請情報（申請書）と併せて提供すべき、情報（書面）は、原則として還付されません。

しかし、このような還付されない情報（書面）のうち、他の登記所にする登記の申請に使用する等の理由から、情報（書面）の還付を必要とする場合があります。

このような場合に、申請人（又は代理人）が原本の謄本（コピー）を作成して、その謄本に申請人（又は代理人）が「原本に相違ない」旨を付記した上で、署名することにより、原本を返還することを請求することができます。登記官は、原本によって登記申請の審査をした後に、原本と謄本を照合し、一致していることを確認した上で原本を申請人に返還します。この手続を「原本還付」の手続といいます。

2 「原本還付」される情報

原本還付される主な情報（書面）は、以下のとおりです。

- ① 登記原因証明情報のうち売買契約書、抵当権設定契約書及び弁済証書、解除証書の原本など（いわゆる報告的な登記原因証明情報は、原本還付されません。）
- ② 住所証明情報（住民票など）
- ③ 資格証明情報（会社・法人の代表者事項証明書など）
- ④ 相続を証する情報（遺産分割協議書、被相続人の住民票の除票など）

※ 相続の登記に添付する「相続を証する情報」のうち戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）、閉鎖戸籍全部（個人）事項証明書（除籍謄抄本）は、相続関係説明図を提出すれば、原本還付を請求することができます。

なお、原本還付の請求が可能かどうか不明な場合は、最寄りの法務局又は地方法務局に御相談ください。